

# 生活困窮者自立支援制度 ニュースレター

## この号の内容

### 1. 官民連携に取り組む自治体の事例報告

- ①熊本県玉名市（電気事業者との連携協定の締結）
- ②茨城県古河市（SN交付金を活用したプラットフォーム整備）

### 2. その他報告

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理をとりまとめました

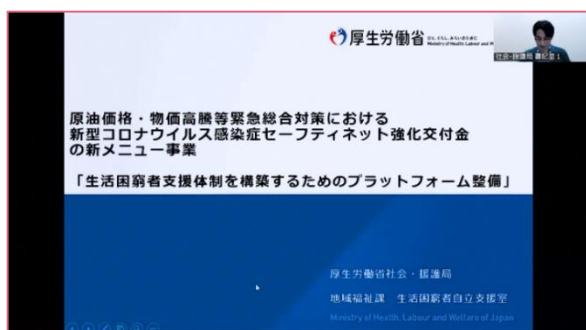
## 1. 官民連携に取り組む自治体の事例報告

新型コロナの影響が長引く中、孤独・孤立の問題に加えて、ウクライナ情勢などを背景とした物価高騰等の影響が及んでおり、コロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた方々へのきめ細かな支援の必要性が高まっています。

今回は、こうした課題への対応として一助となるよう、自治体、自立相談支援機関とNPOや企業等の民間団体とが連携し、生活にお困りの方に寄り添った支援に取り組む自治体の事例をご紹介します。

なお、自治体、自立相談支援機関と民間団体との連携を推進するため、令和4年4月末にとりまとめた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積み増し、「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム事業」を創設しています。今回ご紹介する自治体の事例等を参考いただきながら、本交付金の積極的な活用もお願いします。

## 資料等はこちら



「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム事業の資料等

○説明資料URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000936603.pdf>

○説明会動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=VG6bReAijd0>

（事業のご紹介）「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するため...

644 回視聴・3 週間前 ⇄

## 1-①. 熊本県玉名市（電気事業者との連携協定の締結）

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者への支援ニーズが多様化する中、多様な支援ニーズにきめ細かな支援を行うためには、自治体、自立相談支援機関と関係機関の連携がより重要となっています。

最近では、ウクライナ情勢などを背景としたエネルギー価格を含めた物価高騰の影響が、コロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた方々への生活に更なる影響が及ぶものと考えられており、特に、電気・ガス等のライフラインの料金支払いが困難となる生活困窮者に対しては、早期に相談につなげることが必要であることから、生活困窮者自立相談支援制度と民間のサービス供給事業者との連携がますます重要です。

今回は、自治体、自立相談支援機関と電力会社等の連携を行っている自治体として、熊本県玉名市のくらしサポート課長・平田光紀様にお話しを伺いました。

ー 連携協定を締結した経緯はなんだったのでしょうか。

これまで生活困窮者の支援を行うなかで、九州電力様からは、検針等の利用者宅の訪問時に異常を見つけたときには、市や自立相談支援機関に情報提供をいただいております。今回、九州電力様より、「地域と共生する企業として市の発展に協力したい」とお呼びかけいただき、連携協定を締結するに至りました。

ー 普段のやりとりの積み重ねが協定に至ったということでしょうか。素晴らしいです。協定はどんな内容なのでしょうか。

そうですね。協定の目的としては、支援が必要な人の情報を早期に把握して、生活再建につなげることが目的です。具体的には、九州電力様が、電力の検針や料金徴収等の業務を通じて、料金支払いなどが困難な人を把握した場合に、

- ・ 事業者から、くらしサポート課（自立相談支援機関）の案内文書を渡すとともに、
- ・ 本人の同意が得られれば、市に通報して情報共有を行う。

の2つを行っていただきます。

我々が通報を受けてからは、自立相談支援機関の職員が訪問し、必要に応じて支援につなげていきます。場合によっては、個人情報の取り扱いもあるため、生活困窮者自立支援法第9条に基づく支援会議を活用して事前に共有することとしています。

また、要支援者の発見は、切迫した場面が多いので、現場での適切かつ迅速な判断が求められます。このため普段からも不定期で意見交換会を開催して、情報共有や適切な支援の方法について双方で話し合いをし、様々なケースに対応できるように準備をしています。

ー 今後の展望について教えてください。

締結していただいた両者の協力は困窮者対策として大きな後押しになると考えています。コロナ禍や物価高騰で生活困窮者を取り巻く環境は未だ厳しいものがありますが、地域の皆さんとの連携を深めて、より充実した支援を行っていきたいと考えています。

熊本県玉名市

人口：64,323人

世帯数：28,224世帯

（令和4年4月末日現在）

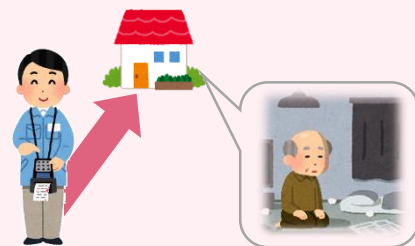


協定について（玉名市HP）

<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/53/17448.html>

### 事業者の利用勧奨から支援までのイメージ

事業者等が検針等の訪問時に異常を発見



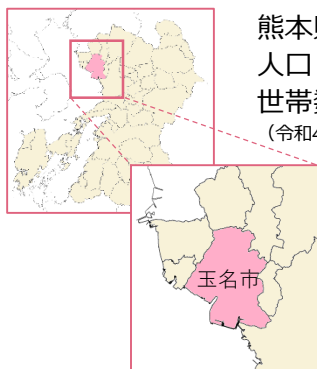
困窮窓口のチラシの配布や、同意を得た場合には市や自立相談支援機関等に通報



状況に応じて支援員の訪問を実施し、必要であれば支援会議等を開催する。



つながった後も、本人の状況に応じて、フォローアップを行う。



← 協定書の調印式の様子（提供：玉名市）

## 1-②. 茨城県古河市（SN交付金を活用したプラットフォーム整備）

厚生労働省では、自治体、自立相談支援機関と民間団体との連携を推進するため、令和4年4月末にとりまとめた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積み増し、「官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム事業」を創設いたしました。

当交付金を是非ご活用いただきたく、当交付金を活用して民間の支援団体を中心とした生活困窮者支援を目的としたプラットフォームを設置し、コロナ禍で顕在化した新たな支援者層への支援を充実させることを予定している茨城県古河市様の事例をご紹介しますため、福祉部福祉推進課長・池澤健嗣様にお話を伺いました。

ご参考としていただき、積極的なご活用をお願いいたします。

— どのような事業を実施されるのでしょうか。

古河市内の生活困窮者支援等への支援を実施している主要な民間の中間支援団体（NPO法人）を中心に、市、自立相談支援機関、市社会福祉協議会、子ども食堂等の民間団体が月に1回程度参集するプラットフォームを設置して、情報交換や支援方法等について協議するとともに、市社協の独自の取り組みであるフードドライブ事業を土台に、民間団体とボランティアが協力して配食を試行的に実施することを予定しています。

実施後においては、実施の課題を整理し、次年度以降にフードバンクやヤングケアラー等への支援に本格的に取り組めるよう準備体制を構築しようと考えています。

— どうして実施しようと思ったのでしょうか。

当初は今年度は準備に専念し、別交付金を活用して次年度から実施しようと考えていました。一方で、コロナや物価高騰等の影響も生活困窮者の支援は日に増して必要となっており、どのような対策が効果的であるかと考えていたときでしたので、タイミングよく関係部署・団体との調整をすることができ、1年間前倒しで実施する方針となりました。

— どのように展開していきたいですか。

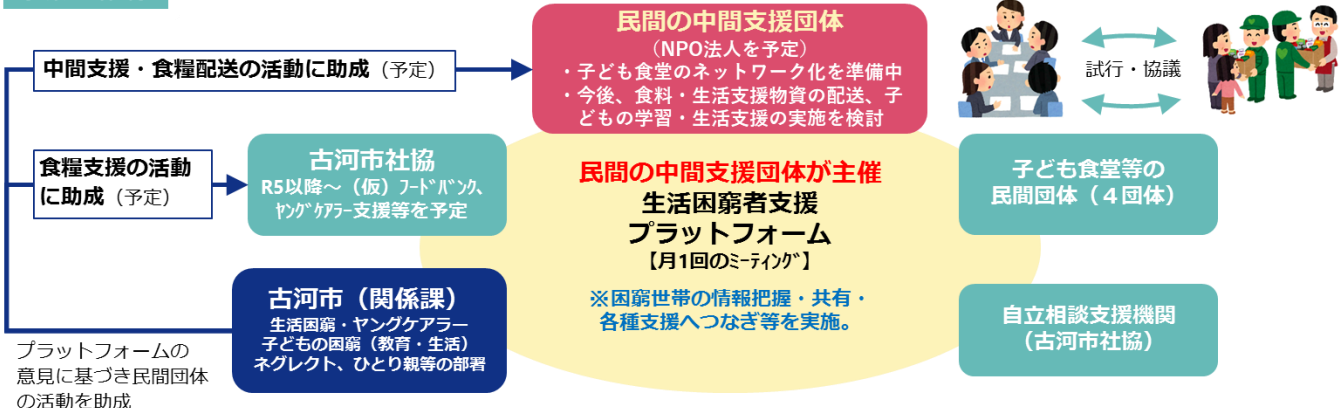
生活困窮者支援のニーズは多様化しており、コロナ禍においては、これまでと異なった支援者層が顕在化し、自立相談支援機関や行政機関だけでは、どうしてもカバーしきれない事例等に会いました。そのような中で、社会福祉法人やNPO法人が独自のネットワークや強みを活かした活動は非常に重要な役割を担っており、普段から連携しておくことが必要だと感じました。

今回のプラットフォーム整備と活動助成を通じて連携体制を構築し、地域の皆様にとってより充実した生活困窮者支援の体制にしていきたいと考えています。



茨城県古河市  
人口：141,162人  
世帯数：63,209世帯  
(令和4年4月1日現在)

### 事業の体制



## 2. その他ご報告

### 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理をとりまとめました

令和3年10月から開催した生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会については、論点整理検討会を延べ4回、論点整理検討会の下に設置したワーキンググループを延べ7回開催し、令和4年4月末に論点整理をとりまとめました。

令和4年6月以降、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、制度改正に向けた具体的な検討を深めていく予定です。

(生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会のとりまとめの公表)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25238.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25238.html)

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」について (概要)  
(抜粋)

(法施行後の状況)

- 生活困窮者自立支援法 (以下「法」という。) は、理念として「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標と、包括的・個別的・早期的・継続的・分権的・創造的な新しい支援のかたちを掲げ、全国で様々な実践が重ねられてきた。新規相談者数や継続的に支援した人数は年々増加し、その多くに自立に向けた変化が見られるなど、着実に効果が現れている。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

- 令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。自立相談支援機関の相談窓口における新規相談受付件数や緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の申請件数は急増し、とりわけ個人事業主やフリーランス、外国人、若年層などこれまで生活困窮の相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層からの相談が増加した。
- こうした状況に対して、支援現場においては、感染防止対策を講じつつ急増する相談・申請等に連日対応し、新たな相談者層の支援ニーズに対応するため、試行錯誤を重ねてきた。こうした取組により、コロナ禍において法が生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたこと、すなわち法が必要不可欠なものであることが改めて認識された。
- 一方で、コロナ禍においては、従来法が想定していなかった特例的な給付・貸付事務に対応した結果、従来の伴走型支援の実践が難しくなり、法の理念が揺らいでいるのではないかとの声も聞かれる。
- また、コロナ禍における法と生活保護法の関係についても、検証を行う必要。

### オンライン上での会議の様子



資料や議事録などは、  
当省ホームページを  
ご確認ください。

論点整理検討会  
について

